

堺市人事行政の運営等の状況

平成30年12月

堺 市

～ 目 次 ～

I 任免及び職員数に関する情報	1
1 任免	
(1) 採用の状況	
(2) 退職の状況	
(3) 役職者数・役職者比率	
(4) 障害者雇用率	
2 職員数の状況	
(1) 職員数	
(2) 部門別職員数	
II 人事評価の状況	4
1 人事評価制度	
2 評価結果	
(1) 前期人事評価	
(2) 後期人事評価	
3 教職員の人事評価	
III 給与の状況	7
1 給与の状況給与決定のしくみ	
2 ラスパイレス指数の状況	
3 給与制度等見直し項目	
4 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況	
(1) 一般行政職	
(2) 現業職	
5 職員の初任給の状況	
6 職員の手当の状況	
(1) 期末手当・勤勉手当	
(2) 退職手当	
(3) 地域手当	
(4) 特殊勤務手当	
(5) 時間外勤務手当	
(6) その他の手当	
7 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	
8 市長・副市長の給料等及び議会議員の報酬等の状況	
9 市長・副市長の給与減額措置及び退職手当の特例措置状況	

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況	25
1 勤務時間の状況	
2 年次有給休暇の取得状況	
3 その他の休暇の状況	
4 介護休暇の取得状況	
V 職員の休業の状況	26
1 育児休業の取得状況	
2 配偶者同行休業の取得状況	
VI 職員の分限及び懲戒処分の状況	26
1 分限	
2 懲戒	
VII 服務	27
VIII 職員の退職管理	28
1 再就職者による現職職員への働きかけの規制	
2 再就職状況等の報告	
(1) 離職時の報告	
(2) 離職後2年間における報告	
IX 職員の研修	29
1 堺市が実施する研修	
(1) 職場研修	
(2) 業務主管研修	
(3) 職員能力開発センター研修	
(4) その他	
2 消防局が実施する研修	
(1) 学校研修	
(2) 委託研修	
(3) 一般研修	
3 教職員の研修	

X 福祉及び利益の保護 38

1 健康管理事業等

- (1) 健康診断の実施
- (2) 長時間労働による健康障害防止のための保健指導等
- (3) メンタルヘルス対策の実施
- (4) 教職員の健康管理

2 公務災害認定件数

3 福利厚生事業

- (1) 大阪府市町村職員共済組合・公立学校共済組合について
- (2) 堺市職員厚生会等について

XI 人事委員会報告 44

1 職員の競争試験及び選考の状況

- (1) 採用試験
- (2) 採用選考
- (3) 昇任選考

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

- (1) 報告・勧告日
- (2) 本市職員と民間従業員との給与比較
- (3) 給与の改定等
- (4) その他の事項
- (5) 民間給与特別調査等

3 公平審査等

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

「堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）」第6条の規定に基づき、平成29年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

I 任免及び職員数に関する情報

1 任免

(1) 採用の状況

平成29年度中に採用した職員数は、次のとおりです。

職種	人数（人）	内訳	
		男性（人）	女性（人）
事務	86	33	53
社会福祉	11	3	8
司書	2	0	2
精神保健福祉士	1	0	1
土木	26	24	2
建築	5	4	1
機械	3	3	0
電気	3	2	1
化学	6	4	2
保育教諭	9	0	9
心理	1	1	0
医師	1	1	0
獣医師	2	0	2
薬剤師	4	2	2
歯科衛生士	1	0	1
管理栄養士	1	0	1
保健師	11	0	11
消防吏員	31	27	4
教員	184	81	103
学校事務職員	5	3	2
合計	393	188	205

(注) 1 任期付職員、再任用職員、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除きます。

2 選考による採用を含みます。

(2) 退職の状況

平成29年度中に退職した職員数は、次のとおりです。

区分	退職者数（人）
定年退職	255
その他	135
合計	390

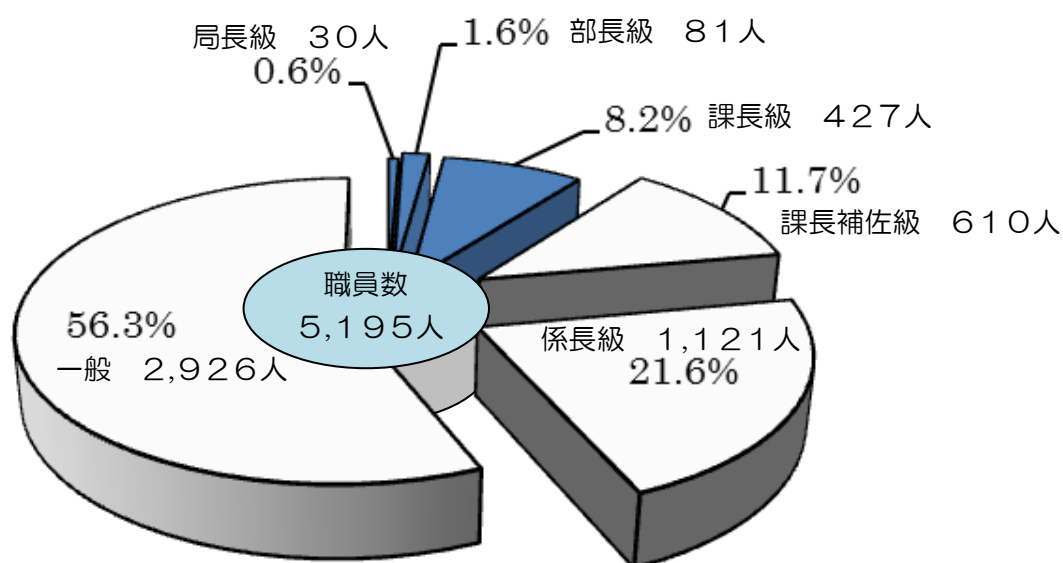
(3) 役職者数・役職者比率

平成30年度における役職者の人数及びその比率は、次のとおりです。

平成30年4月1日現在

	人数(人)	内 訳	
		男性(人)	女性(人)
局長級	30	28	2
部長級	81	78	3
課長級	427	363	64
課長補佐級	610	490	120
係長級	1,121	802	319
一般	2,926	1,766	1,160
合計	5,195	3,527	1,668

(注) 教職員を除きます。



(注) グラフ中の網掛け部分は、管理職員を示します。

平成30年度における教職員の役職者の人数は、次のとおりです。

平成30年4月1日現在

	人数(人)	内 訳	
		男性(人)	女性(人)
校長・准校長	137	112	25
園長・教頭・副校長 准園長・経営企画室長	158	118	40
主幹教諭・指導教諭	216	134	82
係長級	42	14	28
その他	3,374	1,387	1,987
合計	3,927	1,765	2,162

(4) 障害者雇用率（各年度6月1日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市長事務部局	2.36	2.48	2.61
法定雇用率	2.30	2.30	2.50
上下水道局	3.54	2.71	3.09
法定雇用率	2.30	2.30	2.50
教育委員会	2.35	2.48	2.47
法定雇用率	2.20	2.20	2.40

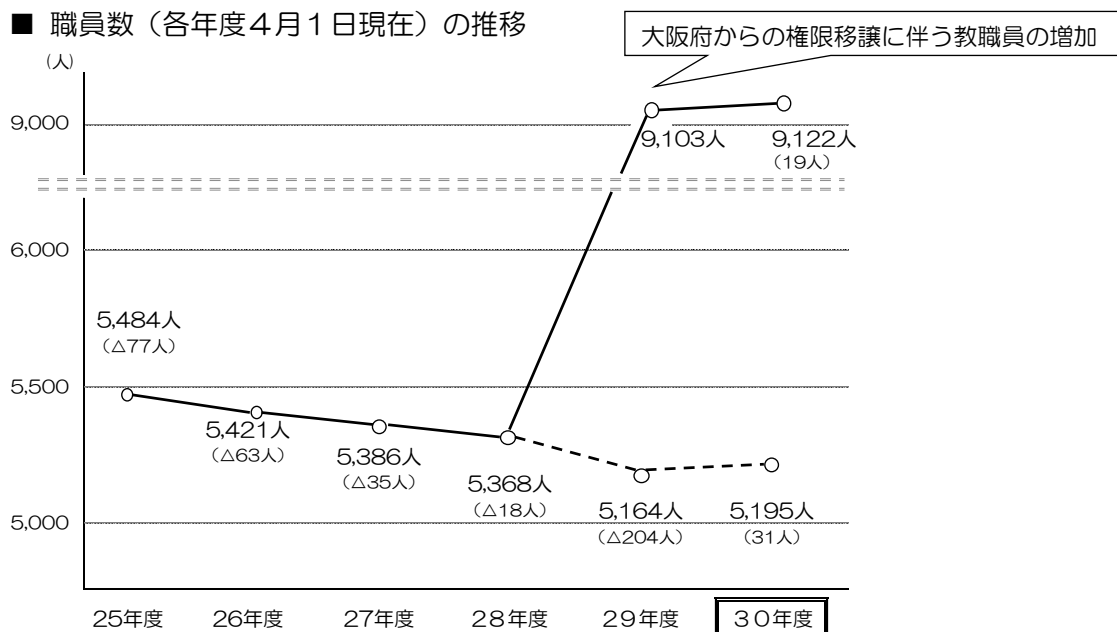
2 職員数の状況

(1) 職員数

平成30年4月の教職員を含む職員数は9,122人で、前年度より19人の増加となりました。

内訳としては、市税事務所の統合などによる効率化を進める一方、待機児童の解消や児童虐待対策の体制強化、救急体制の強化や泉北ニュータウンの再生に向けた取り組みを推進するために関連部署に増員を図るなど、本市が将来にわたり持続的に発展し続けていくために、限られた人員を適材適所に配置しました。

今後も、将来にわたって発展を続けるまちづくりの実現のため、市民から信頼される職員を育成し、効率的な行政運営を行います。



※ 常勤の教育長（1人）を除きます。

※ () 内の数字は対前年度比較値

(2)部門別職員数

職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	
		平成29年度	平成30年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	28	28	—
		総務	763	758	▲5
		税務	248	238	▲10
		労働	8	8	—
		農林水産	40	41	1
		商工	63	64	1
		土木	605	610	5
		民生	1,024	1,038	14
		衛生	607	605	▲2
		計	3,386	3,390	4
	教育部門	4,417	4,414	▲3	
	消防部門	895	910	15	
	小 計	8,698	8,714	16	
会計部門 公営企業等	水道	237	227	▲10	
	下水道	233	226	▲7	
	その他	155	154	▲1	
	小 計	625	607	▲18	
合 計		9,323 [9,974]	9,321 [9,974]	▲2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。

2 []内は、条例定数の合計値です。

II 人事評価の状況

本市では、職員の資質を向上させ、能力を最大限に引き出す制度として、人事評価制度を平成19年度に構築し、以降、試行実施を重ね、平成22年度から管理職員を対象に本格実施しています。

また、平成24年度に制定した「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）」において人事評価について規定し、平成25年度から管理職員以外の職員も対象に本格実施しています。

なお、教職員の人事評価については、別の制度で運用しています。

1 人事評価制度

【目的】

人材の育成を主たる目的としており、評価を通じて、実現すべき役割、発揮すべき能力、達成すべき目標を明確化することにより、職員の意識や行動の変革を促します。

【体系】

人事評価は「能力評価」と「業績評価」で構成しています。

●能力評価

評価期間内における、職位に応じた「実現すべき役割」と、職務遂行上の過程で「発揮すべき能力」を具体的な行動や事実に基づいて評価します。

●業績評価

管理監督者（係長級以上の職員）については「目標による管理」の手法による評価を行い、一般職員については「担当業務の遂行度」を評価します。

個人目標や担当業務は、組織目標と連鎖するものとします。

2 評価結果

(1) 平成29年度前期人事評価

・評価期間

平成29年4月1日～平成29年9月30日

・評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員（技監、国・府等からの派遣職員等）を除く。

・評価対象人数

	管理職	非管理職	計
正規職員	528人	4,494人	5,022人
再任用職員	40人	596人	636人
任期付職員	1人	156人	157人
計	569人	5,246人	5,815人

（管理職は局長級～課長級の職員）

・最終評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
	90～ 100点	89～ 80点	79～ 60点	59～ 40点	39～ 0点
管理職	2人	60人	449人	58人	0人
非管理職	0人	426人	4,658人	157人	5人
計	2人	486人	5,107人	215人	5人

※ 総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

(2) 平成29年度後期人事評価

・評価期間

平成29年10月1日～平成30年3月31日

・評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員（技監、国・府等からの派遣職員等）を除く。

・評価対象人数

	管理職	非管理職	計
正規職員	528人	4,453人	4,981人
再任用職員	40人	592人	632人
任期付職員	1人	156人	157人
計	569人	5,201人	5,770人

（管理職は局長級～課長級の職員）

・最終評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
	90～100点	89～80点	79～60点	59～40点	39～0点
管理職	0人	62人	451人	56人	0人
非管理職	0人	420人	4,635人	143人	3人
計	0人	482人	5,086人	199人	3人

※ 総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

3 教職員の人事評価

教職員の人事評価は、平成28年度まで大阪府の人事評価制度により実施していましたが、権限移譲により、教職員をその能力と業績の両面からより一層適正に評価し、人材の育成を図るため、本市独自の新たな人事評価制度（「教職員人事評価」）を構築し、平成29年度から運用を開始しました。

（1）教職員人事評価制度

【目的】

これまでの人材育成の取組を基に、さらなる教職員の専門性・能力の向上につながるより適正な評価をめざします。

教職員一人ひとりが、その経験と能力に応じて適切な目標を設定して実践的に取り組み、校園長が、その取組を日常的・継続的に把握・助言することにより、適正な評価と人材の育成を図ります。そして、これら日常の取組を通して、学校園の教育活動をはじめとする様々な活動の充実と組織の活性化を図ります。

【体系】

人事評価は「業績評価」と「能力評価」で構成しています。

●「業績評価」

評価期間内における、被評価者が掲げた目標の達成状況をその遂行過程を含めて評価します。

● 「能力評価」

評価期間内における、職務遂行の過程で果たした役割及び発揮した能力を評価します。

(2) 評価結果

ア 評価期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

イ 評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市教職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員を除く。

(3) 評価対象人数

	管理職	管理職以外の教職員	計
対象者数	296人	3,450人	3,746人

(管理職は、校園長、准校長、副校長、教頭、准園長、経営企画室長)

(4) 評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
管理職	0人	14人	257人	21人	4人
管理職以外	26人	222人	3,114人	72人	16人
計	26人	236人	3,371人	93人	20人

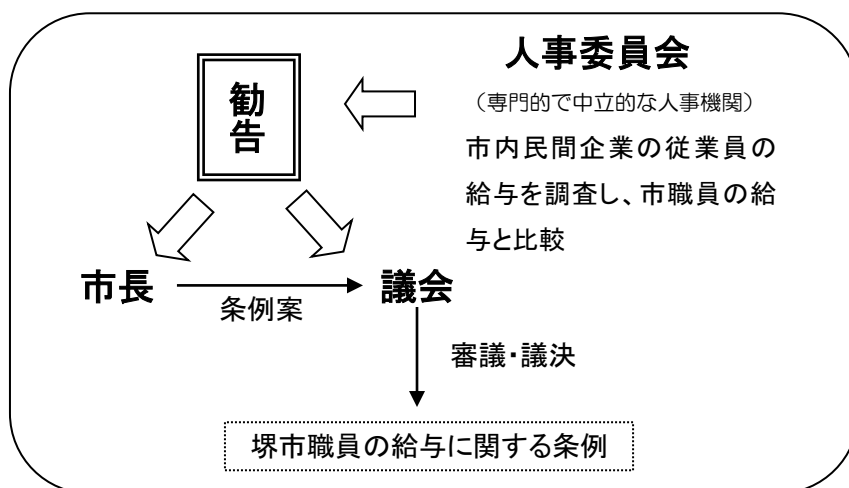
※総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

III 給与の状況

1 給与の状況給与決定のしくみ

市職員の給与は、市人事委員会が行う勧告を受け、市長が条例案を議会へ提出し、議決を経て定められます。

以下金額については、全て各種控除前のものを記載しています。



2 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	平成28年度	平成29年度
本 市	100.5	99.7
政令指定都市平均	100.1	99.9

（注） ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。この数値が100より低いと給与水準が国家公務員より低いことになります。

3 給与制度等見直し項目

実施年度	見直しの内容
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の引上げ改定（1.15%） ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.15月 再任用 +0.05月 ○ 交通用具使用者に係る通勤手当の引上げ改定 ○ 医師、歯科医師に係る初任給調整手当の引上げ改定 ○ 単身赴任手当の支給対象に再任用職員を追加
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の見直し（1級1役職へ見直し） ○ 給料表の引上げ改定（0.36%） ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.1月 再任用 +0.05月 ○ 市内の賃貸物件に居住する職員に係る住居手当を引き上げ ○ 管理職手当の引上げ改定（再任用職員を除く）など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与制度の総合的見直しの 給料表の引下げ改定 平均1.5% 最大3% ○ 地域手当の引上げ改定（特別区勤務、医師・歯科医師のみ） ○ 退職手当の調整額の引き上げ ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.1月 再任用 +0.05月 ○ 再任用職員の管理職手当の引上げ改定
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の引上げ改定（0.14%） ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.1月 再任用 +0.05月 ○ 扶養手当の改定 <ul style="list-style-type: none"> 子・引き上げ 配偶者・引き下げ ○ 55歳を超える職員の昇給の停止 平成31年4月（給与制度の総合的見直しの経過措置終了後）～ ○ 昇格時号給対応表の改定 国に準じた昇格メリットの縮減 ○ 退職手当の支給率の引き下げ

4 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況（平成30年4月1日現在）

(1)一般行政職（普通会計）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.8歳	321,098円 昨年比890円	381,074円 昨年比1,941円

(2)現業職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
53.0歳	323,495円 昨年比1,070円	370,287円 昨年比464円

(注) 1「平均給料月額」とは、基本給の平均

2「平均給与月額」とは、上記平均給料月額に、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当の額を合計したもの

5 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

	市の初任給	※民間の初任給平均
大学卒	200,200円	205,021円
高校卒	168,190円	169,879円

(注) 地域手当に相当する額を含みます。

※ 人事委員会実施「平成30年職種別民間給与実態調査」によります。

6 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当（普通会計）

堺市	国
支給実績（平成29年度決算） 14,933,713千円	—
職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算） 1,507,000円	—
[平成29年度支給割合] ・期末手当：2.60月分（1.45月分） ・勤勉手当：1.80月分（0.85月分） ・合計：4.40月分（2.30月分）	[平成29年度支給割合] ・期末手当：2.60月分（1.45月分） ・勤勉手当：1.80月分（0.85月分） ・合計：4.40月分（2.30月分）
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内の月数は、再任用職員に係る支給割合

2 [加算措置の状況]は、平成30年4月1日現在

(2)退職手当（普通会計）

堺 市			国		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	44.7795月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置 病気特別退職時（2%加算） 1人当たり平均支給額：（平成29年度実績） 3,481千円（自己都合） 22,683千円（定年）			その他加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算） 1人当たり平均支給額：（平成28年度実績） 3,713千円（自己都合） 27,594千円（応募退職） 21,678千円（定年）		

- (注) 1 当市の退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された事由別の平均額
- 2 国の支給実績は、内閣官房「退職手当の支給状況（平成28年度退職者）」による。
- 3 支給割合については、平成30年4月1日現在

(3)地域手当（普通会計）

支給実績（平成29年度決算）		3,733,684千円	
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		374,079円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
本市（医師を除く）	10%	9,954人	10%
本市（医師）	16%	12人	16%
東京都特別区（東京事務所ほか）	20%	6人	20%

(注) 支給率、支給対象職員数については、平成30年4月1日現在の数値

(4)特殊勤務手当（普通会計）

支給実績（平成29年度決算）	355,855千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	157,947円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	23%
手当の種類（手当数）	18種

(注) 手当の種類については、平成30年4月1日現在

(5)時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（平成29年度決算）	1,349,881千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	278,498円

※一人当たりの算出は、管理職等の時間外勤務手当の支給がない職員を除いて算出

(6)その他の手当（平成30年4月1日現在）

種別	内容及び支給単価		国の制度
扶養手当	配偶者		6,500円
	扶養親族 その他の	子1人につき	10,000円
		孫・父母等1人につき	6,500円
		満16歳から22歳の加算	5,000円
同居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている者 月額100円～27,000円 (堺市内の賃貸住宅に居住する場合には、月額3,000円を加算。)		居住場所による加算制度はなし。
通勤手当	徒歩通勤した場合の通勤距離が片道2km以上であるとき 1.交通機関等の利用者 最長定期券価額を6ヶ月毎に支給 (月額55,000円限度) 2.自動車等の使用者 距離に応じて支給(3,000円～31,600円) 3.徒歩通勤者 支給なし		1、3は同じ 2は2,000円～31,600円を支給
管理職手当	・局長 111,000円 ・理事 100,000円 ・部長 91,000円 ・部理事 83,000円 ・課長 70,000円 ・参事 64,000円 ・総括指導主事 60,000円		官職に応じて定額(46,300円～139,300円)を支給

(注) その他、休日勤務手当や宿日直手当などの支給があります。

7 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成30年4月1日現在）
 （短時間勤務職員等が含まれているため、他の項目の職員数とは合致しません）

行政職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な 業務を行 う職務	214	5.9	-	214	1,885	52.2	係員 級
				計	214			
2級	高度な知 識又は経 験を必要 とする業 務を行う 職務	1,006	27.9	-	996			
				研究員	1			
				指導員	9			
				計	1,006			
3級	副主査	665	18.4	副主査	653			
				副主任研究員	6			
				主任指導員	6			
				計	665			
4級	係長又は 主査	849	23.5	係長	373	849	23.5	係長 級
				主査	423			
				主任研究員	4			
				図書館分館長	4			
				管理主事	8			
				指導主事	37			
				計	849			
5級	課長補佐 又は主幹	470	13.0	課長補佐	178	470	13.0	課長 補佐 級
				主幹	238			
				所長代理	16			
				館長代理	8			
				場長代理	2			
				総括研究員	1			
				主任管理主事	7			
				主任指導主事	20			
				計	470			

6級	副理事、 課長又は 参事	313	8.7	課長	183	313	8.7	課長 級						
				参事	65									
				副理事	9									
				所長(7級に分類される所長を除く)	21									
				所次長	13									
				室長(8・7級に分類される室長を除く)	5									
				室次長	4									
				局次長(7級に分類される局次長を除く)	4									
				館長	6									
				場長	2									
総括指導主事	1													
				計	313									
7級	会計管理者、部長、 副区長又は 部理事	67	1.9	部長	43	67	1.9	部長 級						
				副区長	7									
				部理事	7									
				所長(6級に分類される所長を除く)	3									
				室長(8・7級に分類される室長を除く)	4									
				局次長(6級に分類される局次長を除く)	1									
				事務局長	1									
				館長	1									
											計	67		
				8級	監、局長、 区長又は 理事				27	0.7	局長	12	27	0.7
区長	7													
監	4													
理事	2													
市長公室長	1													
教育次長	1													
						計	27							

医療職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医師 又は 歯科 医師 2 係長 又は 主査	0	0.0		0	0	0.0	係長 級
				計	0			
2級	課長補佐 又は主幹	0	0.0	主幹	0	0	0.0	課長 補佐 級
				計	0			
3級	副理事、 課長、参 事又は医 長	11	91.7	参事	2	11	91.7	課長 級
				医長	2			
	副理事	2						
	所長(4級に分類される 所長を除く)	5						
	計	11						
4級	部長又は 部理事	1	8.3	所長(3級に分類される 所長を除く)	1	1	8.3	部長 級
				計	1			
5級	局長又は 理事	0	0.0		0	0	0.0	局長 級
				計	0			

消防職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	106	11.8	消防士	106	627	69.6	係員級
				計	106			
2級	消防士長の職務	259	28.7	消防士長(3級に分類される消防士長を除く)	259	627	69.6	係員級
				計	259			
3級	消防司令補の職務	262	29.1	消防司令補	232	627	69.6	係員級
				消防士長(2級に分類される消防士長を除く)	30			
計					262			
4級	係長又は主査の職務	143	15.9	係長	62	143	15.9	係長級
				主査	65			
				出張所長	16			
				計	143			
5級	課長補佐又は主幹の職務	68	7.5	課長補佐	31	68	7.5	課長補佐級
				主幹	32			
				分署長	2			
				副指令長	2			
				副所長	1			
				計	68			
6級	副理事、課長、署長、副署長又は参事の職務	55	6.1	課長	31	55	6.1	課長級
				署長(7級に分類される署長を除く)	5			
				副署長	8			
				参事	4			
				指令長	2			
				指揮隊長	2			
				指揮副隊長	2			
				所長	1			
				計	55			
7級	部長、部理事又は署長(部長級)の職務	6	0.7	部長	3	6	0.7	部長級
				署長(6級に分類される署長を除く)	3			
				計	6			
8級	消防局長又は消防局次長の職務	2	0.2	消防局長	1	2	0.2	局長級
				消防局次長	1			
				計	2			

保育職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保育士の 職務	122	40.8	-	122	231	77.2	係員級
				計	122			
2級	副主査の 職務	109	36.4	副主査	109			
				計	109			
3級	保育主 任、係長 又は主査 の職務	31	10.4	主任保育教諭	27	31	10.4	係長級
				主査	4			
				計	31			
4級	所長代 理、課長 補佐又は 主幹の職 務	21	7.0	園長(5級に分類される園 長を除く)	6	21	7.0	課長補 佐級
				副園長	15			
				計	21			
5級	副理事、 所長、課 長又は参 事の職務	16	5.4	園長(4級に分類される園 長を除く)	12	16	5.4	課長級
				幼保総括参事	1			
				参事	3			
				計	16			

再任用職員給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	知識又は経験を活用した業務を行う職務	318	67.4	-	318	318	67.4	係員級
				計	318			
2級	1 係長又は主査の職務 2 総合的又は困難な業務を行う職務	108	22.9	総括	108	108	22.9	係長級
				計	108			
3級	課長補佐又は主幹の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
4級	副理事、課長、参事、総括参事役又は参事役の職務	42	8.9	参事	3	42	8.9	課長級
				総括参事役	8			
	参事役	28						
	館長(5級に分類される館長を除く)	1						
	所長	2						
	計	42						
5級	会計管理者、部長、副区長又は部理事の職務	4	0.8	会計管理者	1	4	0.8	部長級
				副館長	1			
	室長	1						
	農業委員会事務局長	1						
	計	4						
6級	監、局長、区長又は理事の職務	0	0.0		0	0	0.0	局長級
				計	0			

特定任期付職員給料表

号給	従事する業務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		0
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1	100.0	主幹	1
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
6号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
7号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		0

高等学校等教育職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の講師(人事委員会規則で定めるものを除く。)、助教諭、養護助教諭又は実習助手(人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務	103	33.2	講師	97	103	33.2	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手
				実習助手	2			
				養護助教諭	4			
				計	103			
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭(人事委員会規則で定めるものを除く。)又は栄養教諭(人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務	185	59.7	教諭	176	185	59.7	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習助手
				養護教諭	6			
				栄養教諭	2			
				総括実習助手	1			
				計	185			
3級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	10	3.2	主幹教諭	5	10	3.2	主幹教諭 指導教諭
				指導教諭	5			
				計	10			
4級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	8	2.6	副校長	1	8	2.6	教頭
				教頭	7			
				計	8			
5級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	4	1.3	校長	3	4	1.3	校長
				准校長	1			
				計	4			

行政給料表(学校に勤務する者に限る)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務(2級に分類される主事又は技師の職務を除く。)	45	23.4	主事	39	149	77.6	係員級
				技師	6			
				計	45			
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	59	30.7	主事	57			
				技師	2			
				計	59			
3級	副主査の職務	45	23.5	副主査	45			
				計	45			
4級	主査の職務	42	21.9	主査	42	42	21.9	係長級
				計	42			
5級	高等学校の経営企画室の室長代理の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
6級	高等学校の経営企画室の室長又は参事の職務	1	0.5	経営企画室長	1	1	0.5	課長級
				計	1			

再任用職員給料表(学校に勤務する者に限る)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	14	100	主事	14	14	100	係員級
				計	14			
2級	主査の職務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			

小学校・中学校教育職給料表

職務 の級	基準となる職 務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園、小学校 又は中学校の 講師(人事委員 会規則で定め るものを除 く。)、助教諭 又は養護助教 諭の職務	667	15.5	講師	641	667	15.5	講師 助教諭 養護助教諭
				養護助教諭	26			
				計	667			
2級	幼稚園、小学校 又は中学校の 教諭、養護教諭 (人事委員会規 則で定めるも のを除く。)又 は栄養教諭(人 事委員会規則 で定めるもの を除く。)の職 務	3150	73.2	教諭	2993	3150	73.2	教諭 養護教諭 栄養教諭
				養護教諭	120			
				栄養教諭	37			
				計	3150			
3級	幼稚園、小学校 又は中学校の 主幹教諭又は 指導教諭の職 務	206	4.8	主幹教諭	117	206	4.8	主幹教諭 指導教諭
				指導教諭	75			
				指導養護教諭	8			
				指導栄養教諭	6			
				計	206			
4級	1 幼稚園の 園長の職務 2 小学校又 は中学校の副 校長又は教頭 の職務	149	3.4	園長	10	149	3.4	園長 副校長 教頭
				准園長	2			
				副校長	1			
				教頭	136			
				計	149			
5級	小学校又は中 学校の校長の 職務	133	3.1	校長	133	133	3.1	校長
				計	133			

企業職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な 業務を行 う職務	21	4.7	-	21	270	60.5	係員 級
				計	21			
2級	高度な知 識又は経 験を必要 とする業 務を行う 職務	139	31.2	-	139	270	60.5	係員 級
				計	139			
3級	副主査	110	24.7	副主査	110	270	60.5	係員 級
				計	110			
4級	係長又は 主査	98	22.0	係長	42	98	22.0	係長 級
				主査	56			
				計	98			
5級	課長補佐 又は主幹	50	11.2	課長補佐	12	50	11.2	課長 補佐 級
				主幹	36			
				所長代理	1			
				場長代理	1			
				計	50			
6級	副理事、課 長又は参 事	25	5.6	課長	14	25	5.6	課長 級
				参事	10			
				所長	1			
				計	25			
7級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事	2	0.4	部長	2	2	0.4	部長 級
				計	2			
8級	監、局長、 区長又は 理事	1	0.2	局次長	1	1	0.2	局長 級
				計	1			

企業職給料表(再任用)

職務の 級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	知識又は 経験を活 用した業 務を行う 職務	86	83.5	-	86	86	83.5	係員級
				計	86			
2級	1 係長 又は主 査の職 務 2 総括 的又は 困難な 業務を 行う職 務	13	12.6	総括	13	13	12.6	係長級
				計	13			
3級	課長補佐 又は主幹 の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補 佐級
				計	0			
4級	副理事、 課長、参 事、総括 参事役又 は参事役 の職務	3	2.9	参事役	1	3	2.9	課長級
				課長	1			
				所長	1			
				計	3			
5級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事 の職務	1	1.0	部長	1	1	1.0	部長級
				計	1			
6級	監、局長、 区長又は 理事の職 務	0	0.0		0	0	0.0	局長級
				計	0			

現業職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能又は 経験を必 要とする 職務	0	0.0	-	0	0	0.0	係員級
				計	0			
2級	相当高度 の技能又 は経験を 必要とす る職務	1	1.0	-	1	1	1.0	
				計	1			
3級	副主査の 職務	53	55.2	副主査	53	53	55.2	
				計	53			
再任 用	知識又は 経験を活 用した業 務を行う 職務	42	43.8	-	42	42	43.8	
				計	42			

8 市長・副市長の給料等及び議会議員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	1,190,000円（※595,000円）
	副 市 長	990,000円（※792,000円）
報 酬	議 長	950,000円
	副 議 長	850,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	市 長	（平成29年度支給割合） 4.40月分
	副 市 長	（加算率） 20%
期 末 手 当	議 長	（平成29年度支給割合） 4.40月分
	副 議 員	（加算率） 20%

※（ ）内の額は、減額措置後の額で、実施期間は、「9 市長・副市長の給与減額措置及び退職手当の特例措置状況（参考）」のとおり。

9 市長・副市長の給与減額措置及び退職手当の特例措置状況（参考）

給与の減額措置 (平成24年7月～平成29年10月7日、平成29年12月～平成33年10月7日)	市長	給料、地域手当及び期末手当について、50%減額（平成24年7月から平成29年10月7日までは20%）
	副市長	給料、地域手当及び期末手当について、20%減額（平成24年7月から平成27年3月までは13%、平成27年4月から平成29年10月7日までは10%）
退職手当の特例措置 (平成21年度～)	市長	現市長の任期に係る退職手当について、不支給
	副市長	現副市長の現任期に係る退職手当について、不支給

（注） 議会議員の退職手当制度はありません。

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休憩時間、年次有給休暇などについては、「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）」で定められており、次のとおりです。

1 勤務時間の状況

平成30年4月1日における職員の勤務時間は、次のとおりです。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	9:00	17:30	12:00 ～12:45

（注） この勤務時間については、本庁勤務の職員の勤務時間であり、変則勤務職場や教職員については、別に定められています。

2 年次有給休暇の取得状況

職員の年次有給休暇は、1年度につき20日付与され、使用しなかった休暇については、翌年度に限り繰り越されます。

平成29年度における職員の年次有給休暇の平均取得日数は、13.7日です。

3 その他の休暇の状況

その他に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等に基づき認められている休暇には、公民権の公使のための休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、子の看護のための休暇などがあります。

4 介護休暇の取得状況

介護休暇とは、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護するために、任命権者の承認を得て、6か月の期間内において必要と認められる期間取得できる制度です。

平成29年度における介護休暇の取得者数は、3人です。

V 職員の休業の状況

職員の休業には、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に基づく育児休業、部分休業及び、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に基づく配偶者同行休業があります。

1 育児休業の取得状況

育児休業とは、任命権者の承認を得て、養育する子が3歳に達するまでの間、休業することができる制度です。

また、部分休業とは、育児休業と同じく、任命権者の承認を得て、養育する子が小学校就学に達するまでの間、1日につき2時間以内で休業することができる制度です。

平成29年度において、新たに育児休業を取得した職員数は246人で、新たに部分休業を取得した職員数は、48人です。

2 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業とは、任命権者の承認を得て、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合、休業することができる制度です。

配偶者同行休業は平成27年度より運用を開始しており、平成29年度に取得した職員数は1人です。

VI 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限

分限処分とは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第28条に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職又は降給の不利益処分を行うことです。

平成29年度に行った分限処分の件数は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
市長事務部局等	0	97	0	0	97
消防局	0	5	0	0	5
教育委員会	0	71	0	0	71
上下水道局	0	21	0	0	21
合計	0	194	0	0	194

2 懲戒

懲戒処分とは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第29条に基づき、公務員としてふさわしくない非違行為を行った職員の道義的責任を追究することで服務規律の維持を図るために、戒告、減給、停職又は免職の不利益処分を行うことです。

平成29年度に行った懲戒処分の件数は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長事務部局等	1	1	0	2	4
消防局	0	2	0	0	2
教育委員会	4	3	3	0	10
上下水道局	0	0	0	0	0
合計	5	6	3	2	16

Ⅶ サービス

地方公務員法には、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされ、地方公務員が遵守すべきサービスの根本基準が定められています。

それ以外にも、個別の義務として、法令の遵守や上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務に専念する義務や職務上知り得た秘密を守る義務が課せられています。また、争議行為などや信用失墜行為を行うことも禁止されており、さらには、営利企業などに従事することや政治的行為を行うことも制限されています。

このように、地方公務員には職務の円滑な遂行や住民の公務に対する信頼を確保するために、さまざまな制約があります。

こうしたサービス規律を確保し、より一層のサービス規律の維持向上に努めるべく、職員に対して周知徹底し、適切な指導に取り組んでいます。

Ⅷ 職員の退職管理

本市では、「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）」「堺市退職者の再就職に係る状況の公表等に関する要綱」を設け、退職者の再就職に関する取扱いを定め、適切な退職管理の確保を図っています。

職員の退職管理の内容は次のとおりです。

1 再就職者による現職職員への働きかけの規制

市を退職後、営利企業等に再就職した元市職員は、本市と再就職した営利企業との間の契約や処分に関する事務について、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間に職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求、依頼することが規制されています。規制される働きかけの内容は次のとおりです。

規制の主体	規制される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間定めなし
管理職職員	離職前5年より前に管理職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間

2 再就職状況等の報告

(1) 離職時の報告

職員が定年又は自己都合等により離職する場合には、「堺市退職者の再就職等に係る状況の公表等に関する要綱」に基づき、離職時に再就職先等の離職後の予定について市に報告する必要があります。

(2) 離職後2年間における報告

管理職（課長級以上）の職員については、離職後においても市に対して一定の影響力を有していると考えられるため、「堺市職員及び組織の活性化に関する条例」に基づき、離職後2年間に再就職した場合は、その都度、市に再就職した旨の届出を行うことが義務付けられています。

また、職員の再就職に関する公正性及び透明性を確保し、退職管理の適正を確保するための措置として、これらの再就職状況を本市ホームページ等で公表しています。

公表の概要は次のとおりです。

○平成29年度中に退職した管理職職員の再就職先の概要（教職員除く）

職務の級 (退職時)	退職後の再就職状況				
	再任用等	外郭団体	民間	自治体等	未就職
局長級	4人	2人	1人	0人	0人
部長級	9人	0人	1人	1人	0人
課長級	15人	2人	2人	0人	0人
計	28人	4人	4人	1人	0人

○平成29年度中に退職した管理職職員の再就職先の概要（教職員）

職務の級 (退職時)	退職後の再就職状況				
	再任用等	外郭団体	民間	自治体等	未就職
校長、准校長	27	0	2	0	0
園長、教頭、副校長	0	0	1	1	1
経営企画室長	0	0	0	0	0
計	27	0	3	1	1

IX 職員の研修

堺市職員の研修は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第39条の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために実施しています。

1 堺市が実施する研修

職員研修は、行政をとりまく環境の変化に対応し得る組織体制及び職場風土をつくるため、職務を遂行する上で必要な知識、技能等を習得し、その能力の向上を図ることにより、職員が地方自治の本旨を理解し、公務員としての使命及び責任を自覚するとともに、その行動を変容し、もって市民の付託に応える市政の推進に資することを目的として、「堺市職員研修規程（昭和58年庁達第1号）」に基づき実施しています。

平成29年度は以下のとおり実施しました。

(1) 職場研修

日常の業務を通じて、又は日常の業務に関連させ、業務の遂行に必要な知識、技能、態度等の習得を図る研修

(2) 業務主管研修

業務を主管する組織の長が、当該組織が主管する業務と同種の業務等を担当する他の組織に所属する職員を対象に、実務的かつ専門的な能力の習得と向上を図る研修

(3) 職員能力開発センター研修

- ・特別研修 — 職員に期待される役割に照らし合わせて、職場での行動を点検し、自らの意思による意識改革・行動改革を促す研修
- ・階層別研修 — 職員又は職務の階層別に、その階層に共通して必要とされる知識、技能等を習得させるために行う研修
- ・選択研修 — 広い視野及び高い識見を養成し、職務の遂行に必要な能力等を養成するために行う研修

(4) その他

- ・自己啓発支援 — 職務遂行能力の向上のために、勤務時間外に自主的に取り組む自己啓発を支援する事業
- ・外部派遣研修 — より高度な政策形成・マネジメント能力等を養成するため、外部機関が実施する研修へ派遣するもの

平成29年度 職員能力開発センター研修 実施状況

研 修 名		人数
特別研修	トップセミナー	96
	管理職セミナー	327
	意識改革セミナー	259
	防災研修会	361
階層別研修	公務員基礎研修Ⅰ	172
	公務員基礎研修Ⅰ（任期付職員対象）	26
	公務員基礎研修Ⅰ（被災地派遣職員）	1
	公務員基礎研修Ⅰ（後期）	174
	公務員基礎研修Ⅱ	273
	公務員基礎研修Ⅲ	213
	震災ロールプレイ研修	123
	キャリア形成支援研修（29歳職員対象）	121
	キャリア形成支援研修（40歳職員対象）	111
	新任係長級研修	114
	新任課長補佐級研修	85
	新任課長級研修	55
	新任役職者セミナー・新規採用者合同セミナー	346
	再任用・再雇用職員研修	149
	新任役職者セミナー・新規採用者合同セミナー	346
	再任用・再雇用職員研修	149
選択研修	パワーアップ（1日）研修（議会对応力向上 外7件）	184
	ステップアップ（半日）研修（タイムマネジメント 外9件）	408
自己啓発・職場研修支援	接遇研修（短期臨時職員対象）	209
	ルーキートレーナー研修	157
	さわやかサービス推進研修（CS向上運動）	270
	事務基礎講座	813
	e-learning（地方自治法、地方公務員法）	134
	e-learning（地方自治法、地方公務員法）育児休業者対象	6
	夜間講座（法律、市政理解等）	200
計		5,387

平成29年度 自己啓発支援 実施状況

<ul style="list-style-type: none"> • 職員通信教育奨励制度 人材開発課指定の通信講座を修了した職員に奨励金を交付 平成29年度適用人数 22人 • 自主研究グループ活動支援制度 自主研究グループに対する奨励金の交付、講師等の紹介、参考図書等の情報提供及び研修室の貸出 平成29年度適用グループ数 5グループ • 大学院修学支援制度 大学院で研究する職員で、一定の要件を満たした者に奨励金を交付 平成29年度適用人数 3人 • 職員資格取得等報奨制度 人材開発課指定の資格等を取得した職員に対し、奨励金を交付 平成29年度適用人数 35人
--

平成29年度 外部派遣研修 実施状況

研修機関	コース名	派遣人数
自治大学校	第1部課程(128期)外2件	3
全国市町村国際文化研修所	自治体職員のためのマーケティングの基本	1
公務人材開発協会	接遇研修指導者養成研修 外2件	8
部落解放・人権研究所	部落解放・人権大学講座(112期)外1件	3

2 消防局が実施する研修

地方公務員法第39条の規定に基づき、堺市職員研修規程に定める研修を実施。(職員能力開発センター研修は、任命権者間の協議に基づき、人材開発課において実施)

消防局が実施する研修は、消防職員に対し消防の使命及び責務を正しく自覚し、及び認識させるとともに、知識と技能の修得、体力の錬成と規律の保持及び人格の向上を図ることにより、能率的に職務を遂行し得る職員を養成することを目的として、「堺市消防職員研修規程」(平成25年消防長庁達第17号)に基づき実施している。

平成29年度に実施した研修は以下のとおり。

(1) 学校研修

職員を消防学校又は消防大学校に派遣して行う教育訓練

(2) 委託研修

職員を各分野の専門知識、技能の修得又は資格取得のために、他の地方公共団体その他の団体等に派遣して行う教育及び訓練

(3) 一般研修

所属長がその所属の職員に対して行う研修及び訓練並びに職務上管理監督の地位にある者が常時部下の統率指導を通じて行う研修及び訓練として、署課において消火、救助及び救急関係の訓練をはじめ、業務遂行上必要な知識及び技能の習得を図る研修。また、全職員対象に警防研修会を実施。

平成29年度 学校研修・委託研修 実施状況（消防局）

		回数	延人数	
学校研修	消防大学校	幹部科	2	2
		予防科	1	1
		火災調査科	1	1
		指揮隊長コース	1	1
		高度救助・特別高度救助コース	1	1
		NBCコース	1	1
		消防団活性化推進コース	1	1
		女性消防吏員活躍推進コース	1	1
	府立消防学校	初任教育	2	27
		専科教育（救急科）	2	30
		（救助科）	2	11
		（警防科）	1	6
		（特殊災害科）	1	4
		（予防科防火査察）	1	4
		（予防科消防用設備）	1	3
		（予防科危険物）	1	3
		（火災調査科）	1	9
		幹部教育（初級幹部科）	1	6
		（中級幹部科）	1	5
		（上級幹部科）	1	3
委託研修	総務関係	自治体の財源確保策研修	1	1
		衛生管理者受験講習	1	5
		安全管理研修会	1	10
		安全衛生推進者養成講習会	1	7
		消防職員のための惨事ストレスの理解と予防	1	2
		新任安全衛生担当者研修会	1	1
	警防関係	大型自動車運転免許取得講習	2	20
		玉掛技能講習	2	4
		小型移動式クレーン技能講習	2	4
		海技免状更新講習（機関・航海）	4	8

		小型船舶操縦士免許講習	3	5
		安全運転管理者及び副安全運転管理者講習会	1	13
		整備管理者選任前研修	1	5
		緊急自動車安全運転講習会	1	4
		機関員特別講習	1	20
		消火技術指導者研修（大阪市消防局）	1	1
		指揮研修（大阪市消防局）	2	2
		ホットトレーニング（大阪市消防局）	3	3
		主任無線従事者養成課程	1	2
		第一級陸上特殊無線技士養成課程	1	3
		第三級陸上特殊無線技士養成課程	1	13
委託研修	救急関係	大阪市消防局高度専門教育訓練センター救急救命士養成課程	1	5
		救急救命東京研修所救急救命士研修課程	2	3
		救急救命士就業前教育	1	12
		気管挿管病院実習	1	8
		気管挿管（ビデオ喉頭鏡）病院実習	1	6
		気管挿管再教育病院実習	1	11
		救急救命士再教育病院実習	3	185
		近畿救急医学研究会救急隊員部会	4	24
		全国救急隊員シンポジウム	4	4
		日本臨床救急医学会総会	1	2
		救急救命士ビデオ喉頭鏡講習	2	5
		処置拡大追加講習	4	20
		救助関係	高所作業車運転技能講習	1
	原子力防災研修		1	1
	足場の組立て等作業主任者技能講習		1	2
	潜水技術研修（NSTC）「5日間コース」		1	2
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習		1	2
	ウインチ特別教育		1	2
	低圧電気取扱業務に係る特別教育講習		1	2
	大阪府毒物劇物取扱者試験		1	2
	全国消防救助シンポジウム		1	2
	NIRS放射線事故初動セミナー		1	1
	NBC災害等担当消防職員の教養研修		1	1
	陸上自衛隊化学学校委託教育訓練		1	1
	JDR技術訓練視察研修		1	1
	流水救助（スイフト）研修	1	2	
	予防関係	災調査事例発表会・研究会・研修会	4	28
		火災調査指導者育成研修（大阪市消防局教育訓練センター）	1	1
		火災調査研修（大阪市消防局教育訓練センター）	1	1
		予防技術検定	1	15

	消防用設備製造工場等視察研修	1	25
	建築防火・防災講習会	1	2
	予防技術講習会	1	9
	消防用設備等の性能規定に関する技術講習会	1	10
	減災報道研究会	1	1
	広報基礎講座	1	1
	広報セミナー2017	1	1
	実践セミナー（ソーシャルメディア活用セミナー2017）	1	1
	屋外タンク実務担当者講習会	1	5
	高圧ガス保安法研修	1	1
	高圧ガス保安法令セミナー	1	1
	高圧ガス保安法の許可・届出に係る運用と解釈説明会	1	1
	保安検査のポイントと事例紹介セミナー	1	1
	リスクアセスメント導入講座	1	1
	火薬類取締法研修	1	1
	LPガス保安研修	1	1
	LPガスバルク供給のためのセミナー	1	1
	防爆セミナー	1	2
	非破壊試験技術講習会（実習）	2	2
	危険物施設安全推進講演会	1	5
	危険物保安技術講習会	1	12
	危険物事故事例セミナー	1	1
	危険物安全研修会	1	1
	事故の教訓と保安管理技術セミナー	2	2

	科	目	延回数	延人数
一般研修		補職研修	1	82
		交通安全運転研修会	1	101
		火災調査基礎研修	1	16
		調査責任者研修	1	32
		火災調査事例発表会	1	109
		火災調査実務研修	1	16
		予防業務基礎研修	18	269
		消防用設備等現地研修	1	19
		広報基礎研修	1	13

集中講義	7	1,098
救急救命技術研修会	1	272
症例検討会	1	160
特別救急隊勉強会	5	110
職員意見発表会	1	175
所属内予防実務研修	2	16
所属間実務研修（救急・通信）	2	21

3 教職員の研修

教職員の研修は、子ども一人ひとりの「生きる力」の育成に向け、各学校園の教育改善の推進と教育力向上を担う「情熱」「指導力」「人間力」を備えた教職員の育成のために、効果的かつ計画的に研修・研究を進めることを目的として、堺市教育センターで実施しています。平成29年度において実施した研修は、次のとおりです。

研究部門

教科等指導に関する専門的知識・技能の習得と実践的指導力の向上を図るとともに、学力向上プラン等に基づいたR-PDCAサイクルを取り入れた校内体制の充実に向けた研修を推進し、学力向上に向けた各学校園の取組支援などを通して学校の教育力向上を図る。

研修部門

- 基本研修・・・教職経験年数に応じて、教職員として職務を遂行するために必要な資質能力の向上を図る。
- 管理職研修・・・今日の社会や教育の動向及び本市における教育課題についての認識を深め、危機管理能力をはじめ学校管理運営に必要な資質能力の向上を図る。
- 総合研修・・・教育の今日的課題をとりあげ、意識改革と多様な問題に対応する資質能力の向上を図る。
- 特別研修・・・自己啓発を促し、教員としての資質能力の回復・向上を図るとともに、教育課題を創造的に解決しようとする教職員の研修や実践を支援する。

平成29年度 教育センター研修 実施状況

		研修名	延回数	延人数	
研 修 部 門		がんばる学校園サポート	18	651	
		コア・ティーチャー認定制度	12	129	
		教育課題研究支援	7	64	
		教職員教育研究講演会	36	3,833	
		教職員教育研究事業	648	5,380	
		教育課題研修	16	944	
		A.L 研修（堺版授業スタンダード公開授業）	1	19	
		新規採用者研修 初任者・発展研修及び	幼稚園新規採用教員研修	18	21
			初任者・発展研修(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)	180	4,211
			新規採用養護教諭研修	17	109
			新規採用栄養教諭研修	1	2
			新規採用学校事務職員研修	21	57
		経験者研修及び専門研修	中堅教諭等資質向上研修	51	1,604
			学校マネジメント研修	2	168
			教務主任研修	2	166
			研修主任研修	3	375
			拠点校指導教員・初任者指導教員研修	5	211
			新任保健主事研修	3	71
			学校事務職員研修	2	255
			高等学校教育研修	7	7
			幼児教育研修	3	9
		管理職研修	校園長研修	2	225
			教頭研修	2	357
			新任校園長研修	2	34
			新任教頭研修	2	35
			学校給食衛生管理・食育研修	1	118
		教科等指導法研修 課題別研修及び	人権教育研修	5	180
			教科別研修<中学校チームビルド研修> (社会・理科・英語)	31	656
			教科別研修<小学校社会科>	7	45
			教職員基本研修	9	422
			日本語指導研修	3	56
			特別支援教育研修	4	391
	中学校武道・ダンス研修		8	200	
	教育相談研修	危機対応研修	1	82	
		ストレスマネジメント教育研修	1	66	
		ピア・サポート概論研修	1	91	
		教育相談事例研修①	1	90	
		教育相談事例研修②	1	88	

	ABA（応用行動分析）活用研修	1	95
	子ども理解研修	1	112
	学校教育相談研修①	1	98
	学校教育相談研修②	1	81
	アンガーマネジメント研修	1	92
	関係機関連携研修	1	83
	学校カウンセリング中級講座	10	35
健康・安全教育研修	健康教育研修	1	30
	応急手当普及員養成研修	2	32
	心肺蘇生法実技研修	2	30
	学校保健安全研修	1	58
	栄養教諭・学校栄養職員研修	3	135
	健康相談研修	1	63
科学教育研修	小学校理科教材研修	36	301
	小学校理科出張研修	2	25
	科学教育研修	8	127
	小学校理科指導力向上研修	4	58
	小学校理科主任研修	4	78
	中学校理科スキルアップ研修	6	36
	小学校理科授業研修	29	628
	CST 活動研修	6	73
情報教育研修	ホームページ運用研修	2	17
	いくくるメール研修	2	30
	子どもサポートシステム研修	4	92
	教育用ソフト（キューブ）活用研修	8	19
	教育用ソフト（スカイメニュー）研修	8	27
	タブレット活用研修	14	167
特別研修	資質向上研修	随時	随時
	指導改善研修	随時	随時
	堺・教師ゆめ塾	14	1,956
	授業等改善相談会「堺・教師プロ塾」	30	371

X 福祉及び利益の保護

1 健康管理事業等

職員が、心身ともに健康で、職務遂行にその能力を十分に発揮できるよう、本市においては、「堺市職員安全衛生管理規則（昭和50年規則第53号）」に基づく安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施等により、職員の健康保持・増進を図っているところです。なお、教職員の健康管理事業等は別で実施しています。

平成29年度に実施した主な事業は、次のとおりです。

(1) 健康診断の実施

生活習慣病、結核及び職業病などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名		回数（回）	受診者数（人）
一般定期健康診断		2	7,432
特定業務従事者健康診断等	深夜業務従事者健康診断	3	799
	高気圧業務定期健康診断	2	92
	病原体による汚染の著しい業務従事者健康診断	2	10
	電離放射線業務従事者健康診断	0	0
	特定化学物質取扱業務従事者健康診断	2	78
	有機溶剤業務従事者健康診断	2	60
	酸取扱業務従事者健康診断	2	60
	頸肩腕障害等健康診断	1	511
VDT作業従事者健康診断		1	2,635
その他	胃X線検診	1	508
	子宮がん検診	1	778
	乳がん検診	1	1,058
	骨粗鬆症検診	1	143

(2) 長時間労働による健康障害防止のための保健指導等

長時間労働による健康障害防止のため、産業医が、職員に対して面接指導を実施しました。（延べ109人）

(3) メンタルヘルス対策の実施

① 【第一次予防】心の健康の保持増進

心の健康の保持増進を図るため、職員を対象にメンタルヘルス研修（セルフケア・ラインによるケア）を実施するとともに、ストレスチェックを行いました。

○ メンタルヘルス研修

区分	対象職員	回数	受講者数
セルフケア	全職員	4回	327人
ラインによるケア	課長級以上の職員	2回	91人
	課長補佐級及び係長級の職員	3回	212人

※ 上記のほか、人材開発課主催の研修の一環として、新規採用職員に対してセルフケア研修を実施しています。

○ ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 の規定に基づき、職員のストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票 57 項目）を実施しました。

受検者数 6,006人（平成29年度）

② 【第二次予防】心の不健康な状態への早期対応

外部機関のメンタルヘルス相談窓口	6件
庁内メンタルヘルス相談窓口（精神科医師）	21件
心の健康相談（健康管理スタッフによるケア）	56件

③ 【第三次予防】円滑な職場復帰と再発の防止

○ 職場復帰のための事前訓練

精神疾患等により休職中の職員が復職する場合における当該職員の復職に対する不安を軽減し、疾病の再発防止を図るため、その治療の一環として職場復帰のための事前訓練を実施しました。 11件

○ 復職指導

休職していた職員の復職後の円滑な職場適応と再発予防を目的として、職員本人とその所属長に対して産業医等による面談を実施しています。

精神疾患のみ 9件

(4) 教職員の健康管理等

① 健康診断の実施

生活習慣病、結核などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名	回数（回）	受診者数（人）
定期健康診断	1	3,971
VDT 作業従事者健康診断	1	154
胃 X 線検診	1	193
子宮がん検診	1	309
乳がん検診	1	522
骨粗鬆症検診	1	157
腰痛検診	1	182

② 長時間労働による健康障害防止のための保健指導

長時間労働による健康障害防止のため、医師が職員に対し健康相談を行いました。（のべ281人）

③ メンタルヘルス対策の実施

【第一次予防】心の健康の保持増進

心の健康の保持増進を図るため、衛生委員を対象にメンタルヘルス研修を実施しました。（参加者95人）

また、安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定に基づき、教職員のストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票57項目）を実施しました。
（受検者 3,503人）

【第二次予防】心の不健康な状態への早期対応

○外部機関のメンタルヘルス相談窓口（相談数 17件）

【第三次予防】円滑な職場復帰と再発の防止

○職場復帰のための試し出勤

精神疾患等により休職中の職員が復職する場合において、当該職員の復職に対する不安を軽減し、疾病の再発防止を図るため、試し出勤を実施しました。（2件）

○復職支援

休職していた職員の復職後の円滑な職場適応と再発予防を目的として、職員本人とその所属長に対し、復職支援員による面談を実施しました。（39件）

2 公務災害認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき療養補償、障害補償等の各種補償を行っています。

	公務災害	通勤災害	合計
平成29年度	70件	19件	89件

※ 教職員を含む

3 福利厚生事業

本市職員の年金制度、健康保険制度などは、大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合で、厚生制度は堺市職員厚生会等で行っています。

(1)大阪府市町村職員共済組合・公立学校共済組合について

① 負担率

ア 長期給付事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率	経過的長期給付負担金
平成29年度	4月～8月	88.16/1000	88.16/1000	37.7/1000	0.1122/1000
	9月～3月	89.93/1000	89.93/1000	37.7/1000	0.1122/1000

		年金払い退職給付	
		職員掛金率	市負担金率
平成29年度	4月～3月	7.5/1000	7.5/1000

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率	経過的長期給付負担金
平成 29 年度	6 月	88.16/1000	88.16/1000	37.7/1000	0.1122/1000
	12 月	89.93/1000	89.93/1000	37.7/1000	0.1122/1000

		年金払い退職給付	
		職員掛金率	市負担金率
平成 29 年度	6 月	7.5/1000	7.5/1000
	12 月		

※ 公的負担金とは基礎年金の給付に要するもので、経過的長期給付負担金とは平成27年9月以前決定の公務等給付に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

※ 被用者年金制度の一元化前の公務負担金にあたります。

※ 年金払い退職給付は、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から創設されました。

イ 短期給付事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率	特別財政調整負担金率	公的負担金率
平成 29 年度	4 月～3 月	50.6/1000	50.6/1000	0.2/1000	0.06/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分（7.1/1000）を含んでいません。

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率
平成 29 年度	4 月～3 月	43.1/1000	43.1/1000	0.19/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分（5.79/1000）を含んでいません。

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率	特別財政調整負担金率	公的負担金率
平成 29 年度	6 月	50.6/1000	50.6/1000	0.2/1000	0.06/1000
	12 月	50.6/1000	50.6/1000	0.2/1000	0.06/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分としての 7.1/1000 を含んでいません。

※ 特別財政調整負担金とは各共済組合間の掛金に係る不均衡を調整するためのもので、公的負担金とは育児休業手当金及び介護休業手当金に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率
平成 29 年度	6 月	43.1/1000	43.1/1000	0.19/1000
	12 月	43.1/1000	43.1/1000	0.19/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分としての 5.79/1000 を含んでいません。

※ 公的負担金とは育児休業手当金及び介護休業手当金に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

ウ 福祉事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成 29 年度	4 月～3 月	1.6/1000	1.6/1000

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成 29 年度	4 月～3 月	1.41/1000	1.41/1000

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成 29 年度	6 月	1.6/1000	1.6/1000
	12 月	1.6/1000	1.6/1000

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成 29 年度	6 月	1.41/1000	1.41/1000
	12 月	1.41/1000	1.41/1000

② 平成 29 年度市負担金決算額

- ・大阪府市町村共済組合 7,456,315,593 円
- ・公立学校共済組合 6,022,482,155 円

③ 事業内容

- ・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

長期給付事業	組合員（職員（以下同様。））が永年勤続して退職したときや在職中の病気やケガがもとで心身に故障が生じた場合、又は死亡したときに年金等を給付する事業 ・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・障害手当金 ・遺族厚生年金
短期給付事業	組合員やその家族が病気やケガをしたとき、又は出産や死亡したとき等に必要な費用の一部を給付する事業 ・療養の給付 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金 など
福祉事業	住宅取得などのための資金の貸付、宿泊施設の運営など組合員の福祉を増進するための各種事業 ・貸付事業 ・宿泊施設の運営
保健事業	健康保持増進を目的に行う事業 ・人間ドック ・フィットネス施設の利用補助 など

※被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から厚生年金に統一されました。

(2)堺市職員厚生会等について

- ・堺市職員厚生会（教職員を除く）

① 負担率

費用負担割合	職員会費：市補助金
平成29年度	1 : 0.7

（会費は月額で職員の給料月額の 5/1000、市補助金は職員の給料月額の 3.5/1000）

② 平成29年度市補助金決算額（全会計）69,212,731円

③ 事業内容

会員制福利厚生事業	福利厚生代行会社の福利厚生メニュー（各種施設や店舗等を割安な会員価格で利用）の実施
人間ドック等補助事業	人間ドック・脳ドックの受診料の補助
ライフプラン事業	生涯生活設計に関するセミナー等の開催
カフェテリアプラン事業	付与されたポイント内で、宿泊施設やスポーツ施設等の利用助成
給付事業	育児支援金、死亡弔慰金
福利厚生施設	会議室
その他	健康増進事業、職員親睦事業、生命保険・損害保険等の団体取扱い

- ・大阪府教職員互助組合（教職員）

教職員は、一般財団法人大阪府教職員互助組合に特別会員として継続加入しています。
なお、本市の費用負担はありません。

XI 人事委員会報告

人事委員会は、任命権者から独立した中立的かつ専門的な立場から人事行政に関する事務を公正、効率的に処理する機関で、政令指定都市には設置が義務付けられています。

1 職員の競争試験及び選考の状況

地方公務員法の規定により、職員の採用は原則として競争試験によるとされているほか、人事委員会の定める職についての職員の採用及び昇任は、選考によることができるとされています。同法及び「堺市職員の任用に関する規則（平成18年人事委員会規則第13号）」の規定により、平成29年度に堺市人事委員会が実施した採用等の状況は、次のとおりです。

(1) 採用試験（任命権者に委任しているものを除きます。）

○平成29年6月実施分

試験区分	採用 予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	
大学 卒 程 度	事務【一般 枠】	42 名程 度	705 (451/254)	432 (281/151)	328 (213/115)	298 (188/110)	45 (22/23)
	事務【特別 枠】	15 名程 度	286 (157/129)	164 (94/70)	78 (34/44)	76 (33/43)	18 (7/11)
	土木 (農学・造 園を含む。)	13 名程 度	66 (57/9)	34 (29/5)	29 (25/4)	26 (22/4)	14 (11/3)
	建築	4名 程度	28 (15/13)	11 (3/8)	11 (3/8)	10 (3/7)	4 (1/3)
	機械	3名 程度	23 (20/3)	9 (8/1)	9 (8/1)	7 (6/1)	3 (3/0)
	電気	若干 名	20 (19/1)	9 (9/0)	9 (9/0)	8 (8/0)	2 (2/0)
	化学	3名 程度	39 (31/8)	26 (21/5)	15 (14/1)	14 (13/1)	3 (2/1)
社会福祉	6名 程度	70 (36/34)	46 (21/25)	35 (17/18)	30 (15/15)	6 (3/3)	
建築（任期付職 員）	若干 名	3 (2/1)	2 (2/0)	-	-	1 (1/0)	

※()内は、男性/女性の内訳

※大学卒程度（事務【特別枠】）の第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

※大学卒程度（事務【一般枠】）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：93名（43名/50名）、第三次試験受験者数：79名（38名/41名））

※建築（任期付職員）は第一次試験と第二次試験の区別なし

○平成 29 年 9 月実施分

試験区分	採用 予定 人数	申込者数	第一次 試験 受験者数	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者 数
高校卒程度（事務）	若干 名	143 (96/47)	92 (67/25)	14 (12/2)	14 (12/2)	2 (1/1)
司書	3名 程度	130 (32/98)	102 (25/77)	25 (5/20)	19 (4/15)	4 (0/4)
学芸員<考古学>	若干 名	33 (17/16)	28 (15/13)	13 (9/4)	13 (9/4)	1 (1/0)
精神保健福祉士	若干 名	21 (6/15)	15 (2/13)	7 (1/6)	4 (1/3)	1 (1/0)
歯科衛生士	若干 名	21 (0/21)	16 (0/16)	8 (0/8)	5 (0/5)	1 (0/1)
管理栄養士	若干 名	111 (15/96)	68 (11/57)	24 (3/21)	19 (2/17)	4 (0/4)
保健師	若干 名	55 (5/50)	25 (3/22)	12 (2/10)	9 (1/8)	3 (0/3)
保育教諭	8名 程度	206 (19/187)	171 (17/154)	50 (6/44)	32 (5/27)	10 (0/10)
身体障害者を対象と した事務	若干 名	9 (5/4)	7 (4/3)	7 (4/3)	6 (3/3)	2 (1/1)
職務経験者（事務）	8名 程度	905 (622/283)	576 (384/192)	69 (52/17)	67 (50/17)	8 (4/4)
職務経験者（土木）	7名 程度	95 (93/2)	71 (69/2)	26 (24/2)	24 (22/2)	7 (6/1)
職務経験者（建築）	3名 程度	40 (35/5)	33 (28/5)	14 (11/3)	12 (10/2)	3 (3/0)
職務経験者（設備）	若干 名	65 (64/1)	50 (49/1)	15 (14/1)	15 (14/1)	2 (2/0)
職務経験者（社会福 祉）	若干 名	147 (77/70)	106 (54/52)	15 (8/7)	15 (8/7)	4 (0/4)

※()内は、男性/女性の内訳

○平成 30 年 1 月実施分

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数
事務 （任期付職員・被 災地派遣）	若干名	8 (8/0)	4 (4/0)	-	-	3 (3/0)
土木 （任期付職員・被 災地派遣）	若干名	3 (3/0)	2 (2/0)	-	-	1 (1/0)
保育教諭（任期付 職員）	若干名	3 (1/2)	3 (1/2)	-	-	3 (1/2)
事務A （任期付短時間勤務職員）	4名程度	24 (6/18)	21 (5/16)	20 (4/16)	17 (3/14)	5 (0/5)
事務B （任期付短時間勤務職員）	若干名	5 (3/2)	4 (3/1)	4 (3/1)	4 (3/1)	1 (1/0)
薬剤師・獣医師（任 期付短時間勤務職 員）	若干名	1 (0/1)	1 (0/1)	-	-	1 (0/1)

※職務経験者（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：20名（15名/5名）、第三次試験受験者数：20名（15名/5名））

※（ ）内は、男性/女性の内訳

※事務（任期付職員・被災地派遣）、土木（任期付職員・被災地派遣）、保育教諭（任期付職員）、薬剤師・獣医師（任期付短時間勤務職員）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

(2) その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人 数
局 長 級	1
課長補佐級	1
係 長 級	2
計	4

(3) 昇任選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人 数
局 長 級	10
部 長 級	22
課 長 級	39
計	71

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

平成 29 年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 平成 29 年 10 月 18 日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

平成 29 年 4 月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を行った。民間従業員については、平成 29 年 5 月から 6 月にかけて、企業全体の従業員数が 50 人以上、かつ、事業所の従業員数が 50 人以上である 265 事業所を母集団として、そのうちの 86 事業所を無作為に抽出して調査を行った。

（調査完了事業所 75 事業所、調査完了率(注)87.2%）。

(注)抽出した 86 事業所から、事業所規模が対象外の 1 事業所を除く 85 事業所に占める調査完了事業所の割合

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の平成 29 年 4 月分の給与をラスパイレース方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
392,862 円	392,300 円	562 円 (0.14%)

(注 1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注 2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は 42.2 歳、平均勤続年数は 17.9 年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と、民間事業所において平成 28 年 8 月から平成 29 年 7 月までの 1 年間に支給された特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.41 月分	4.30 月分	0.11 月

(3) 給与の改定等

① 給料表

- ・経験年数が 10 年から 20 年程度の職員が多く在職する 3 級及び 4 級の低位から中位の号給並びに 5 級の低位の号給を重点的に引き上げることが適当である。また、1 級及び 2 級における、経験年数 3 年未満の職員が多く在職する号給付近は据え置くことが適当

- ・行政職給料表以外の適用者については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。再任用職員に適用される給料表は、行政職給料表との均衡に加え、本年の人事院勧告における再任用職員の給料月額改定も踏まえて改定することが適当

[実施時期] 平成 29 年 4 月

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を引き上げる。

(4.30 月分 → 4.40 月分。勤勉手当に配分)

[実施時期] 平成 29 年 12 月

(注) 勧告月数は、国と同様に、小数第 2 位を 2 捨 3 入・7 捨 8 入し、0.05 月単位で決定している。

③ 初任給調整手当

人事院勧告を考慮して、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うことが必要である。

[実施時期] 平成 29 年 4 月

(4) その他の事項

① 人材確保・人材育成

ア 人事評価制度

職員による適切な業務目標の設定と上司による面談での助言・指導等が適切に行われ、職員のやる気と能力の向上が図られるよう、人事評価制度に対する職員の理解を深めるための取組を引き続き実施するとともに、国や他の地方公共団体等の事例も参考にしながら、昇給区分の決定など、人事評価の更なる活用の検討を進めら

りたい。

イ 公務員倫理の確保

職員一人ひとりにとっては、服務規律にのっとった行動を常に心掛けるとともに、たとえ一部の職員の不祥事であっても、それが市職員ひいては公務全体に対する信用を損ねるということを肝に銘じる必要がある。任命権者にとっては、職員全体のコンプライアンスの確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事が発生した場合には、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

ウ 人材育成

職員が自信とやりがいをもって職務に取り組むことができるよう、引き続き実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身の自発的・主体的な受講を促進するなど、より効果的な人材育成に取り組まれたい。

エ 女性職員の登用

役職者における女性職員の割合の向上に向けて、昇任意欲の高揚、キャリア形成のための能力開発等の取組を進め、意欲と能力のある女性職員を、能力主義・実績主義に基づき、あらゆる分野において積極的に登用していくことが求められる。

オ 多様で有為な人材の確保

より明確化された「求める人材像」や本市で働くことの魅力が的確に伝わるよう、効率的で効果的な広報活動の充実を図るとともに、採用試験の実施方法等の見直しについて、検討を行っていく。

カ 高齢期における職員の雇用問題

定年前の職員に対して再任用制度への理解を深めるような取組を行うとともに、定年後は能力・適性に応じた適材適所の配置を行うなど、再任用職員がやりがいを持って職務に従事できる環境の整備に努め、必要な人材を確保することが求められる。

② 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

『堺市職員「働き方改革」プラン（“SWITCH”）』を持続的に推進し、実効性ある取組とするためにも、職員及び各所属長に対する意識の啓発を継続的に実施されたい。また、教員についても長時間労働の是正に向けた様々な取組の推進が求められる。

イ 仕事と生活の両立支援

公務運営への影響等も精査しつつ、働きながら子育てや介護をしやすい職場環境の整備を進めることが重要である。各職場においては、日頃から改善策を議論するなど、真に必要としている職員が制度を活用しやすい職場環境・組織風土づくりを、職員一丸となって進めていただきたい。また、職員の働きやすさにつながるような、柔軟な勤務形態についても研究を進められたい。

ウ ハラスメントの防止

ハラスメントの未然防止に向け、研修等による意識啓発や所属長による指導等を始めとする取組を更に推進するとともに、ハラスメントの兆候を発見した場合には、上司への適切な報告や早期の事実確認を実施するなど、組織として解決に取り組む必要がある。

エ メンタルヘルス対策

メンタルヘルスケアの推進のため、管理監督者の役割や部下への対応方法など、管理職職員に対する研修等に引き続き取り組むとともに、職員が積極的にストレスチェックを受検するよう勧奨し、職場のストレス要因を把握・分析するなど、スト

レスチェックを有効活用されたい。

③ 会計年度任用職員制度の創設等

平成 32 年（2020 年）4 月に向け、会計年度任用職員制度の導入に向けた準備を進める必要がある。

(5) 民間給与特別調査等

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、賃金構造基本統計調査規則に規定する直近の調査に基づく民間給与調査及び民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査を実施した。

① 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、本市内の民間の給与実態をより広く把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、給与等に関する調査を行った。

② 民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査

・正社員・正職員 30 人以上 50 人未満の市内民間事業所の給与制度等の状況を把握するため、職種別民間給与実態調査の対象企業となっていない 223 事業所に調査を実施した。

・役職ごとの構成割合が公務とは異なり、同程度の役職・年齢の従業員であっても、給与水準にかなりの開きがあった。

・本調査に基づき、精緻に分析したり、同種・同等の者同士の給与を比較したりするという観点から公民比較を行うには支障があり、これを直ちに活用することは困難である。

・しかしながら、対象規模事業所の給与制度等の状況を広く把握することができた。

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものです。

平成 29 年度の、措置の要求の状況は次のとおりです。（根拠法令：地方公務員法第 46 条から第 48 条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認（一部）	請求容認（全部）	計 (b)	
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況（平成 27 年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものです。

平成 29 年度の状況は、次のとおりです。（根拠法令：地方公務員法第 49 条から第 51 条の 2 まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越し (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒	戒告	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	免職	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	2	4	0	0	0	1	0	0	1	3	

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	3	1

(注) 1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものです。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議です。

堺市人事行政の運営等の状況

平成30年12月発行

編集・発行

堺市総務局人事部

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話 人事課 072-228-7907 (直通)
労務課 072-228-7407 (直通)
人材開発課 072-228-7194 (直通)

堺市配架資料番号
1-C5-18-0278